

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 福岡市・北九州市	1
2. 沖縄県	2

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 12 月 18 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑭ 略

⑮ 株式会社 BottoK（福岡市博多区、令和 3 年 3 月 25 日設立）

⑯ 株式会社ナレッジソリューション（福岡市博多区、令和 4 年 6 月 16 日設立）

以下 略

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和5年12月18日
沖縄県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1)～(6) 略

(7) 名称：認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業

内容：外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事項)

以下に掲げる地域において、認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、保育士等の資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)に規定する保育に従事する者の数及び資格の要件に適合したものとみなし、外国語による保育の需要に対応する。

① 沖縄県が認可外保育施設に対する指導監督を実施する以下の地域

・北谷町全域【令和5年度より実施】

以下 略